

子どもたちにゆたかな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられた。しかし、少人数学級の必要性は、中学校においても同様であり、小学校に留まることなく実施が必要である。さらに、よりきめ細やかな指導を行うために、今後は30人学級の実現が不可欠である。

昨年から続く新型コロナウイルス感染症対策は、教職員が子どもたちと向き合う時間の確保を困難なものにしている。加えて、感染症が子どもの心に与えている影響は大きく、現場教職員からは子どもたちの異変に対する心配の声が聞かれる。こういった状況の中、教職員には一人ひとりに寄り添った対応が求められている。しかし、教職員の多忙化は深刻であり、子どもたちと向き合う時間の確保にもつながる、スクールサポートスタッフやICT支援員、子どもたちに様々な視点からかかわるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、学校を支えるスタッフの配置は不十分である。

これら子どもの心のケアや新たな教育課題への対応等のためには、必要な人員の加配や少数職種を増員するなど、教職員定数改善が不可欠である。また、その実現にあたっては、必要な財源を国が保障することによって、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが必要である。

よって、次の事項について配慮されるよう、強く要望する。

記

1. 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、30人学級の実現に向けて検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働の是正を実現し、教職員が子どもと向き合う時間を確保するために、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. スクールサポートスタッフやGIGAスクールサポーター・ICT支援員等の配置の拡充のための必要な財源の保障を行うこと。
4. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月16日

内閣総理大臣	菅義偉殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	武田良太殿
文部科学大臣	萩生田光一殿

神奈川県中郡大磯町議会議長 高橋英俊